

No	質問	回答
1	本事業の業務に介護職員初任者研修（通信制）実施校とのやりとりも含まれるのか。	実施校とのやりとりも含まれる。 ※仕様書改正に伴い一部削除（R8. 3. 13更新）
2	訓練と介護職員初任者研修の日程が合わない場合の対応はどうするのか。	介護職員初任者研修（通信制）日程を確認し、訓練期間内に当該研修を実施できるよう訓練期間を設定すること。 ※仕様書改正に伴い改正（R8. 3. 12更新）
3	年度をまたぐ訓練の実施は可能か。	年度をまたぐことは不可。 ※仕様書改正に伴い一部削除（R8. 3. 12更新）
4	※旧仕様書関係の質問のため削除	
5	ジョブ・カード制度を活用した就職支援を行うキャリアコンサルタントやジョブ・カード作成アドバイザーの配置が難しいと考えるが、どのようにすれば配置できる（探しだせる）と考えているか。	キャリアコンサルタントを公開している団体のホームページを参考とすることや、公的職業訓練を受託している事業者に問い合わせることを勧める。
6	キャリアコンサルタントやジョブ・カード作成アドバイザーを外部から招聘した場合の費用の請求費用は、本事業の委託料に含んで良いか。	本事業の委託料から請求して差し支えない。
7	キャリアコンサルタントと委託契約を結ぶ場合、委託料はいくらくらいかかるのか知りたい。	把握していませんので、公共職業訓練の実施機関や派遣企業等に尋ねてほしい。
8	キャリアコンサルティングを実施する際、キャリアコンサルタントの他に、本事業を受託した事業所職員も同席する必要があるか。	必ずしも同席する必要はないが、キャリアコンサルタントと連携して就職支援を行うこと。
9	訓練受講者の初任者研修受講料も本事業の経費に入っているか。	介護初任研に係る費用は、訓練生1人当たり上限80,000円（外税）とする。 ※仕様書改正に伴い改正（R8. 3. 12更新）
10	本事業の事業責任者とは、どのような人を想定しているか。	本事業の業務全体の運営管理等を行い、当課との連絡調整の際の窓口となる者を想定している。
11	本事業の運営スタッフとは、どのような人を想定しているか。	本事業の実施運営を担う受託者の実務担当者を想定している。
12	本事業の運営スタッフには、訓練実施機関（福祉施設等）でOJTを担当する者を含むか。	含まない。 ※仕様書改正に伴い一部削除（R8. 3. 12更新）
13	成果目標に「訓練実施機関の開拓数 15施設以上」とあるが、1施設で複数名が訓練を実施できる場合は、開拓数を複数カウントして良いか。	訓練を実施できる数（求人数）をカウントして差し支えない。
14	仕様書に「受講者が訓練期間の途中で訓練を終了（退校）した場合や、他機関での就職を希望する場合は、再就職に結び就くよう活動に対する支援を行うこと。」とあるが、支援を行う期間はいつまでか。	訓練を終了（退校）した日、又は訓練を修了した日の翌日から起算して3か月間、又は委託契約終了日までを支援期間とする。
15	事業責任者が運営スタッフを兼務しても差し支えないか。また、兼務した場合の人件費（単価）はどのように計算するべきか。	兼務して差し支えない。ただし、事業運営に支障をきたすことがないようにすること。 ※仕様書改正に伴い一部削除（R8. 3. 12更新）

16	※旧仕様書関係の質問のため削除	
17	介護職員初任者研修の「資格取得経費 訓練生1人当たり88,000円(税込・上限)」にテキスト代は含まれるか。	介護職員初任者研修の受講料以外の経費は含まない。ただし、受講料にテキスト代が含まれる場合は、テキスト代も受講料として扱う。
18	介護職員初任者研修の週1回の通学が土曜日に設定されている場合は、月曜日から金曜日までのいずれかを休日として計画して良いか。	平日を休日として差し支えない。ただし、訓練実施施設等と調整し理解を得ること。
19	通信制の介護初任者研修の受講に関し、受講する実施校の指定などは、あるのでしょうか。	指定はない。
20	委託料の見積書については、採択1件当たりの見積金額を提示することで、よかったですでしょうか。	1件当たりの見積金額とすること。
21	介護のサービス業種は様々であるため、自分のイメージしたものと違った等の理由で受講者が当該施設の訓練を変更して、再度他の施設で訓練を受けることは可能でしょうか。	原則、職場実習を開始した福祉施設で訓練を実施することとするが、何らかの理由により変更が必要となった場合は、契約の範囲内で、テクノスクールと協議すること。 ※仕様書改正に伴い一部削除 (R8. 3. 12更新)

令和8年度介護人材育成訓練業務に係る質問及び解答(令和8年3月10日締切12日回答)は以下のとおり。

22	資格要件の「ジョブカード制度に基づく就職支援を実施」と「就職支援実施業務のキャリアコンサルティング」の違いを教えてください。ジョブカードの発行(キャリアプランシート、職業能力証明シート)は必要となるのか。	本業務である「就職支援実施業務のキャリアコンサルティング」を実施するにあたり、「ジョブカード制度に基づく就職支援を実施」できることを資格要件としているため「違い」はない。キャリアプランシート、職業能力証明シートについては、提出等は不要であるが業務上必要である場合は、使用して差し支えない。
23	資格要件の「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を修了し、委託契約を締結する日において有効な受講証明書を有する者が委託先機関に在籍していること」となっているが、有する者が在籍していない場合、来年度研修受講予定での参加資格は可能か。	本事業において、設問の資格要件を満たさない場合は、参加資格を有しない者とみなす。 なお、プロポーザル時に当該証明書を有していた者が、採択後に在席しなくなった等により、資格要件を満たさなくなった場合は、委託契約を締結する日までに当該証明書を有する者が委託先機関へ在籍していなければ、本業務の委託契約の締結はできないものとする。
24	「職業訓練」と「職場実習」の違い、使い分けている理由を教えてください。	「職業訓練」は、本事業においては、求職者に対する介護関係の職業に係る職業に必要な能力(技能や知識等)の習得及び就職を目的として行う支援をいい、「職場実習」は、求人施設先で行われる職業訓練をいう。
25	「求人セット型訓練業務」の見積限度額が「委託費」と「介護初任研に係る費用」の合計額となっているが、「訓練実施に係る委託費」の記載で、「委託費」から「研修費用」を按分で差し引いて「委託費」を算出している関係を教えてください。	受講者が途中退校した場合であっても、研修に係る費用は全額を、委託費は訓練実施期間に応じて、支払いを行うことができるよう措置を講じるもの。
26	「職業訓練受入れ先」への再委託料についての記載がないが、「委託費」をそのまま再委託先へ支払う金額となるのか、受託者が自由設定できるのか教えてください。	受託者が設定できる。